

ＡＣ７合同会社「（仮称）高湯温泉太陽光発電所 環境影響評価書」に係る確定通知について

令和３年３月１７日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

当省は、「（仮称）高湯太陽光発電所 環境影響評価書」（以下「評価書」という。）について審査した結果、電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）第４６条の１７第２項の規定に基づき、本日、ＡＣ７合同会社に対し、評価書の変更を要しない旨の通知（確定通知）を行った。また、当省は同法第４６条の１８第１項の規定に基づき、確定した評価書の写しを環境大臣宛てに送付する。

なお、確定通知を受けた同社は、同条第２項の規定に基づき、福島県知事等に対し評価書を送付するとともに、環境影響評価法（平成９年法律第８１号）第２７条の規定に基づき、確定した評価書を公告及び縦覧（１月間）し、周知することとなる。

<これまでの環境影響評価に係る手続>

環 境 影 響 評 価 準 備 書 受 理 （ 意 見 の 概 要 等 及 び 福 島 県 知 事 意 見 も 含 む [注] ）	令和２年 ４月２４日
環 境 大 臣 意 見 受 理	令和２年 ８月 ６日
経 済 産 業 大 臣 勸 告 発 出	令和２年１１月 ４日

（注）本事業の環境影響評価に係る手続は、環境影響評価法行令の一部を改正する政令（令和元年政令第５３号）の施行に伴う経過措置により、法の手続に移行するにあたって電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）第４６条の１１に基づく準備書の届出の際に、事業者が当該届出前に実施した環境影響評価に係る書類（意見の概要等及び福島県知事意見）を併せて提出している。

環 境 影 響 評 価 書 受 理	令和３年３月 ３日
経 済 産 業 大 臣 確 定 通 知 発 出	令和３年３月１７日

問い合わせ先：電力安全課 沼田、小島
電話：０３－３５０１－１７４２（直通）